

## 新旧対照表

変更後	変更前
<p>美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通</u>計画」という。)の策定、<u>交通</u>計画の実施及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要な交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため美濃加茂市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>交通</u>計画の策定及び変更の協議に関する事業</p> <p>(2) <u>交通</u>計画の実施に関する事業</p> <p>(3) <u>交通</u>計画の実施に係る連絡調整に関する事業</p> <p>(4) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)に基づく旅客運送の協議に関する事業</p> <p>(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成</u>計画」という。)の策定、<u>形成</u>計画の実施及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要な交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため美濃加茂市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>形成</u>計画の策定及び変更の協議に関する事業</p> <p>(2) <u>形成</u>計画の実施に関する事業</p> <p>(3) <u>形成</u>計画の実施に係る連絡調整に関する事業</p> <p>(4) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)に基づく旅客運送の協議に関する事業</p> <p>(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業</p>